

古代東アジアにおける政治的流動性と人流

河内 春人

はじめに

古代において東アジアレベルにおける人の移動はいかなる実態を有していたか。思いつくままに挙げてみると、外交を除けば、渡来人、流民、亡命など戦乱などを原因とする緊急的移動が想起されやすい。それは古代において人の移動を非日常的なものとする理解に基づくものである。それでは平時において人の移動はどこまで日常的なのだろうか。

そもそも古代東アジア諸国の政治的社会的関係は、当然のことながら近代以降のそれとは異なる。近代における国家のイメージは国民国家に基づくものであり、それは領域による国民の囲い込みを一つの特色としている。この立場においては個人が帰属する国家は基本的に一つということになる。この点について古代史と比較すると、実のところ律令国家における人の移動の管理という問題は、近代国家におけるそれと親和性が高い。一例を挙げてみる。

①養老名例律八虐

一曰、謀反。謂、謀危国家。謂、臣下將國逆節、而有無君之心。故託云国家。（中略）三曰、謀叛。謂、背國從偽。謂、有人謀背本朝、將投蕃國、或欲翻城從偽、或欲以地外奔。八虐第一の謀反では人君への危害を謀ること、第三の謀叛については蕃国への無断移動など人の移動が禁止事項として挙げられている。これらの規定は日本という国家に所属する人々に対して、そこから離脱することを認めないという点に尽きる。

こうした国家への帰属に関する規定は唐律を淵源とする。

②唐律疏議名例律十惡

一曰謀反。謂謀危社稷。（中略）三曰謀叛。謂謀背國從偽。唐律の謀反では犯罪の要件として危害を加える対象について「社稷」としており、日本律ではそれを「国家」と改めている。これは中国の宗廟祭祀を前提とする「社稷」という用語はなじまないと判断され、祖先としての歴代天皇や皇祖神を「明神」として負っている天皇を「国家」と位置づけて置き換えたものであろう。⁽¹⁾ 謀叛はほぼ同文であり、唐律の意図するところをそのまま継承したと見なし得る。

このように唐の律令法を模倣して取り込んだ日本律令国家は、君主への危害、国家からの離脱を認めないという方針を明確に打ち出した。それは律令制という政治体制が、そこに所属する

人々に対して強固な政治的垂直関係（君一臣／君一民）を設定し、かつそれを制度的に固定化しようとする指向性を有していたことを意味する。律令における人の移動に対する制限もこうした分析視角によってその本質を捉えることができる。

しかし、それは律令制という政治体制の特質であり、律令制以前の倭国における人の移動を同様に理解してよいということにはならない。律令国家は古代における国家の典型としてイメージされやすく、そこを基準として古代が考えられがちである。そこから導き出されるのは固定的な社会関係を構築する国家という通念であり、それ以前の倭国の社会的関係についても意識的・無意識的に律令制の在り方を遡及して適用しがちである。そこにさらに同時代における中国の一元的君臣関係（いわゆる皇帝制）という体制の在り方と相俟って、古代において人の移動は困難であったという通念が生み出されることになる。

要するに律令国家の人流制限をヤマト政権においても実際の歴史的傾向として認めてよいかという点については気を付ける必要がある。律令制以前の列島と半島の交流を考える時、律令制の論理に基づいて記述されている『日本書紀』においても人の移動はきわめて流動的に描かれていることに気が付く。律令制以前における人の移動と帰属意識は自明ではない。その分析は倭国における政治的結合（＝君臣関係）の強度を問うことに他ならない。そして、それを通じて古代は人流という面において固定的な社会であったという通念を相対化することが本稿の狙いである。

I 半島への交通

律令制以前における列島と半島の交流の在り方は、外交使節の往来のみではない。本節では列島から半島へ、という人流のベクトルの視角からその実態を分析する。その方法論であるが、『日本書紀』編纂時点における律令国家の論理では、王権による外交使節の往来及び朝鮮半島諸国が臣従するという関係があるべき姿であり、そこから外れた交流形態は漢籍による潤色などの要素を取り除けば編纂期以前の古態を示している可能性がある。その点に留意しながら検討する。

1 王権による派遣

『日本書紀』にはヤマト政権が派遣する外交使節とは異なる形態で朝鮮半島に関与する豪族の姿が描かれている。

第一に、吉備氏を挙げることができる。

③『日本書紀』雄略七年是歳

吉備上道臣田狭侍於殿側、盛称稚媛於朋友曰、(中略)。便欲自求稚媛為女御、拜田狭為任那国司。俄而天皇幸稚媛。田狭臣娶稚媛而生兄君・弟君也。田狭既之任所聞天皇之幸其婦、思欲求援而入新羅。于時。新羅不事中国。天皇詔田狭臣子弟君與吉備海部直赤尾曰、「汝宜往罰新羅。」(中略)任那国司田狭臣、乃喜弟君不伐而還、密使人於百濟、戒弟君曰、「汝之領項有何牢鏹、而伐人乎。傳聞、天皇幸吾婦遂有兒息。今恐、禍及於身可躄足待。吾兒汝者、跨拋百濟、勿使通於日本。吾者拋有任那、亦勿通於日本。」弟君之婦樟媛、(中略)惡斯謀叛盜殺其夫。(中略)或本云。吉備臣弟君還自百濟、獻漢手人部・衣縫部・穴人部。

雄略と吉備の対立としてよく知られる記事であるが⁽²⁾、この記事を手的人移動という観点から見ると次のようなことがいえる。まず、雄略による吉備田狭の「任那」派遣という形式である。この「国司」はミコトモチという古訓が示すように王権の意思を伝達するための使者である。すなわち、『日本書紀』ではヤマト王権による有力豪族の派遣があり得たと認識していたことになる。それに加えて異伝ではあるが、或本に吉備弟君による渡来人招請という記事が提示されている。渡来人の招聘を実現させるためには、戦乱などの環境要因が認められない限りは⁽³⁾ 招聘者と渡来主体の間に一種の人格的關係が成立していることが前提となろう。そうであるとすれば、異伝ではあるがこの記事の背景には半島における吉備氏と在地人士の結合が語られていることになる。それは吉備と半島との交流が実際にあったことを物語るものである。

③の記事は雄略による田狭の妻の略奪とそれを原因とする吉備氏の反抗という内容が主題であるが、ミコトモチである田狭が「任那」に長期滞在していること、現地におけるヤマト王権との決別、新羅への援助要請、百済への密使など、王権によって半島に派遣された使者が王権に規制されない交流を行い得るものとして描かれている。こうした内容はきわめて説話的であり、その内容から史実を引き出すことは困難であるが、類例として百済系史料に記される斯那奴（科野）氏の活動を見出すことができる。

④『日本書紀』繼体十年九月戊寅

百済、遣灼莫古將軍・日本斯那奴阿比多、副高麗使安定等來朝結好。

⑤『日本書紀』欽明十一年二月庚寅

遣使詔于百済 百済本記云、「三月十二日辛酉、日本使人阿比多率三舟來至都下。」曰…

⑥『日本書紀』欽明十一年四月庚辰朔

在百済日本王人方欲還之。百済本記云、「四月一日庚辰。日本阿比多還也。」

④では百済と繼体の外交において、百済の使者として「日本斯那奴阿比多」なる人物が現れている。⁽⁴⁾ 阿比多は⑤では「日本使人」、⑥では「在百済日本王人」と記される。後者の「王人」の解釈については次の記事が参考になる。

⑦『日本書紀』敏達六年五月丁酉条

遣大別王與小黑吉士、宰於百済国。王人奉命為使三韓、自称為宰。言宰於韓。蓋古之典乎。如今言使也。餘皆倣此。大別王未詳所出也。

すなわち、「王人」とは「宰」=ミコトモチを半島の言葉で呼んだものという理解である。

ところで⑤⑥の阿比多の動向について、欽明十一年に倭国が派遣した外交使節として理解するのが一般的であるが、そのように単純に理解してよいか疑問がある。それというのも④と⑤の間にあたる期間に斯那奴氏が倭系百済官僚として現れるからである。

⑧『日本書紀』欽明五年二月

百済遣施徳馬武・施徳高分屋・施徳斯那奴次酒等、使于任那、謂日本府與任那早岐等曰、「我遣紀臣奈率彌麻沙・奈率已連・物部連奈率用歌多。朝謁天皇。彌麻沙等還自日本。（後略）。

⑧では百済官位である施徳を有する斯那奴次酒なる人物が見えるが、斯那奴（科野）という氏族は『日本書紀』に他に現れない信濃地域の豪族である。ヤマト政権の中核において活発に活動していたわけではない。それを考慮すると次酒は阿比多と近い関係、さらにいうなれば阿比多と現

地の女性との婚姻によって生まれた息子と想定することも可能であろう（後述）。

阿比多が百済において子を生じていたとすればその滞在は長期間にわたるものであり、少なくとも継体十年～欽明十一年（五一六～五五〇）に至る期間滞在し続けていた可能性も十分にあり得る。その立場は「王人」＝ミコトモチであるが、④では百済側の立場で倭国に到来している。すなわち、百済に派遣されたはずのミコトモチがその滞在中は百済王に仕えているということになり、それはミコトモチが現地において大王の政治的統制を離れていたことを意味する。

ここで吉備の記事に立ち返ると、ミコトモチとして派遣された田狭が「任那」において雄略の統制を離れたと整理することができるのであり、ミコトモチとして派遣された斯那奴阿比多が百済において百済王に仕える（継体の統制を離れる）という状況と全く同じ構造が析出できる。もとより田狭の記事を史実そのものと認めるものではない。むしろ逆に考えるべきであり、半島との関わりにおいて王権によって豪族がミコトモチとして派遣されたとしても、その豪族は半島において王権の意図とは別に独自の行動を取ることが多々あった。そうした事実を下敷きにして田狭の記事が形成されたと推測される。

2 豪族独自の活動

豪族の半島における活動は王権による派遣に限られるものではない。王権とは無関係に半島で活動する記事が『日本書紀』にはいくつか見受けられる。

その一つが紀大磐（生磐）である。

⑨『日本書紀』雄略九年五月

紀大磐宿禰聞父既薨、乃向新羅。執小鹿火宿禰所掌兵馬船官及諸小官、専用威命。

⑨によると紀大磐は父の小弓が新羅征討に派遣されて同地で病死した際に赴き、新羅征討軍の権限を乗っ取ったとする。小弓は王権による派遣といえるが、大磐の渡海が王権の指示によるかどうかという点は明らかではなく、渡海後の行動はむしろ王権から見てその統制を離れた勝手な行動として描かれている。そして、その行動はさらにエスカレートする。

⑩『日本書紀』顕宗三年是歳

紀生磐宿禰、跨捩任那、交通高麗。將西王三韓、整脩官府、自称神聖。用任那左魯・那奇他甲肖等計殺百濟適莫爾解於爾林。築帶山城距守東道。斷運粮津、令軍飢困。百濟王大怒遣領軍古爾解・内頭莫古解等、率衆趣干帶山攻。於是、生磐宿禰進軍逆擊、胆氣益壯、所向皆破。以一当百。俄而兵尽力竭。知事不濟、自任那歸。由是、百濟国殺佐魯・那奇他甲肖等三百餘人。

⑩では紀生磐（大磐）が三韓の王となろうとして高句麗と通交し、「神聖」と自称したとする。大磐の行動は一貫して倭王権の利害と対立するものであるが、『日本書紀』はそうした活動があり得るものとして記している。

⑪『日本書紀』欽明五年二月

別謂河内直、百濟本記云。河内直・移那斯・麻都。而語訛未詳其正也。自昔迄今、唯聞汝惡。汝先祖等、百濟本記云、汝先那干陀甲背・加臘直岐甲背。亦云、那哥陀甲背・鷹哥岐彌。語訛未詳。俱懷奸偽誘説。為奇可君、百濟本記云、為奇岐彌、名有非岐。專信其言、不憂国難。乖背吾心、縱肆暴虐。由是見逐。（後略）

この記事では「為奇可君、百濟本記云、為奇岐彌、名有非岐」の名が見えるが、那干陀甲背・加臘直岐甲背とともに活動していたとする⁽⁵⁾。⑩では生磐が左魯・那奇他甲肖を用いていたとしており、すでに指摘されているように、有非岐＝生磐である可能性が高い。⁽⁶⁾ ⑪においても「吾が心に乖背き、縦肆に暴虐す」という評価は倭王権に対する自立的行動と理解できる。生磐の記事の背景には、半島における豪族たちの独自の行動があったことを窺わせる。

豪族がヤマト政権の指揮から離れて独自の活動をするという観点で真っ先に想起されるのがいわゆる「磐井の乱」である。

⑫『日本書紀』継体二十一年九月甲午

近江毛野臣率衆六萬、欲往任那為復興建新羅所破南加羅・喙已吞而合任那。於是筑紫国造磐井陰謀叛逆、猶豫經年、恐事難成恒伺間隙。新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勤防遏毛野臣軍。於是磐井掩拋火豊二国、勿使修職。外邀海路誘致高麗・百濟・新羅・任那等国年貢職船、内遮遣任那毛野臣軍。

磐井の行動を整理すると、新羅との結託と朝鮮諸国との通交、そしてヤマト政権の対朝鮮政策に対する妨害ということになる。磐井の行動は一般にヤマト朝廷と地方豪族の権力抗争として評価されるが、⁽⁷⁾ それに加えて外交権の問題が現出している。この問題では磐井が朝鮮諸国と独自に通交したことが強調されがちであるが、翻ってみれば朝鮮諸国が磐井を外交相手として承認していたということでもある。「貢職船を誘致」したことがどの程度の実体を意味していたのか注意が必要であるが、朝鮮諸国にとって磐井との通交はヤマト政権との外交とは別に行ない得るものであったといえる。すなわち、半島から見て列島の交流対象はヤマト政権に限定されるものではなかったのである。

なお、それを敷衍すると、磐井の挙兵は「反乱」と位置づけられるべきかという問題に逢着する。確かに磐井のヤマト政権に対する対抗的な行動は、『日本書紀』の論理では中央たるヤマト政権に反抗する地方豪族の「反乱」ということになる。だが筑紫君と半島との交流はそれまで一定程度認められていたからこそ、半島諸国が通交相手として承認したのである。そうであれば、磐井の挙兵とはそれまで認められていた半島との独自の交流が制限されつつある状況に対する既得権益をめぐる調整という側面をもつ。倭王権を頂点とする政治的結合を前提にするからこそ「反乱」と位置づけられることになるが、それは果たしてどこまで強固なものであったのか。豪族における半島との交流の自由度の問題として見る時、磐井の行動はそれまでの関係を引き継ぐものとして問題ないと捉えられていた可能性も推定できる。

そこで、挙兵における磐井の軍事的構成についてふれておく。

⑬『国造本紀』

伊吉嶋造。磐余玉穂朝、伐石井従者新羅海辺人、天津水凝後上毛布直造。

⑬では磐井の従者として「新羅海辺人」がおり、磐井の独自の外交とそれに対する新羅の支援として評価されている。⁽⁸⁾ ただし、「新羅海辺人」とはいかなる人なのか。「海辺」という語に注目する時、それは新羅の辺境ということになる。すなわち、「海辺人」とは新羅王権との政治的関係が希薄な人々であり、列島と半島にまたがる地域におけるマージナルな人々の可能性を見ておきたい。その点で磐井の挙兵を単に九州北部という列島内の問題に押し込めるべきではなく、九

州北部から半島南岸にかけての海域的一体性のなかで実現したものと見なすべきであろう。

結局のところ磐井の挙兵とは、磐井と倭王権の間の政治的関係の脆弱性と、それぞれが一定程度半島と独自の交流を行っていた状況に対するヤマト政権の通交独占への指向性の中で引き起こされたものであったといえるだろう。関係の脆弱性は倭国のみの問題ではなく、新羅においても新羅王権と海辺人の関係は同様であり、それゆえ磐井と海辺人の結合という、倭国の境界と新羅の境界における政治的結合が実現したと考えられる。しかし、そのような境界的結合の強度はそれほど高くなく、結果として倭王権-物部という伴造・部民制的結合の前に敗北することになる。その意味では磐井の挫折は必然的なものであった。

3 公私の境界的な交流

王権による交通と豪族の独自の交通の間の境界的な交流というのも見られる。その最も端的なケースが火葦北国造である。

⑭『日本書紀』敏達十二年七月丁酉朔

詔曰、「屬我先考天皇之世、新羅滅内官家之國。天國排開廣庭天皇廿三年任那為新羅所滅。故云新羅滅我内官家也。先考天皇謀復任那、不果而崩、不成其志。是以、朕當奉助神謀復興任那。今在百濟、火葦北國造阿利斯登子達率日羅賢而有勇。故朕欲與其人相計。」乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽嶋喚於百濟。

⑮『日本書紀』敏達十二年是歲

是時日羅被甲乘馬到門底下。乃進庁前、進退跪拜、歎恨而曰、「於檜隈宮御寓天皇之世、我君大伴金村大連奉為國家使於海表、火葦北國造刑部鞞部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞天皇召、恐畏來朝。」

⑮では宣化朝に大伴金村が王権の指示を受けて火葦北國造刑部鞞部阿利斯登を派遣したこと、百濟の官位達率を有する阿利斯登の子の日羅が百濟に仕えていることが記されている。

ここでは火葦北國造刑部鞞部阿利斯登にしぼって検討する。まず日羅が大伴金村を「我君」と呼んでいることが注目される。火葦北國造が大伴氏を「君」と称しており、両者の間に統属関係があった。そして、大伴氏による半島活動は「國家の奉為」、すなわち倭王権の指示によるものであった。ただし、そのために大伴氏が動員する人士は大伴氏との関係が一次的であり、倭王権との関係は二次的である。阿利斯登からすれば半島での活動は大伴氏との関係を前提とするものであり、そこに王権の規制は働きにくい。

なお、「阿利斯登」という名について田中俊明氏はアリ (=大)、シチ (=首長) であり、アリスシトとは大首長の意であると指摘している。⁽⁹⁾ この指摘をふまえると、日羅の父である火葦北國造は半島との交流において阿利斯登を名のっていたことになる。その活動は大伴氏の動員による一時的なものではなく、日常的に半島と密接な関与があったことを示唆する。それは、火葦北國造の半島における活動が王権や大伴氏の指示のもとに行なわれたのではなく、逆に火葦北國造の活動を前提として王権や大伴氏の半島での外交行動が成り立っていた可能性をも念頭に置く必要がある。

境界交流のもう一例として栄山江流域の首長を挙げておく。五世紀後半から六世紀前半にかけ

て半島南西部の栄山江流域に前方後円墳が確認されることはよく知られるところである。今までのところ十三基が確認されているが、列島独自の墳丘形態である前方後円墳が半島で築造された理由が問題となる。

被葬者の性格の問題として注目すると、百済が派遣した倭系の人士、百済の南下に対抗して倭国と同盟してその墓制を採用した在地首長⁽¹⁰⁾、栄山江流域に到来・居住するようになった倭人の可能性などが想定されている。いずれにしても前方後円墳の築造は倭の墓制の影響として理解すべきであり、被葬者の出自はひとまず措くとして、栄山江流域への倭人の流入自体は認められる。そうすると同地に倭人が流入した契機が問われることになる。この点こそが本稿で問題とするところであるが、これまで副葬品・築造方法・埴輪の焼成などが百済の技術であることから百済が倭人を派遣したという考え⁽¹¹⁾、さらには倭国と百済に両属する人物とする見解⁽¹²⁾などが提起されている。また、それらのような権力による派遣ではなく半島南部で独自の活動をする人々の一部とする考え方もあり得よう⁽¹³⁾。

この問題について、倭王権の派遣を強調する説に対しては、墓の造営において現地とのつながりが希薄な個人が現地において独自に墳墓形態を決めることができるというのは考えにくく、倭人による首長墓造営を可能にするだけの共同体的移動が確認できないとする批判が有効である。ただし、百済の関与を重視する場合、その倭人はいったい何者なのかという疑問がついて回る。確かに前述の斯那奴阿比多のように百済王権に属する行動を取った倭人がいたことは事実である。そうした倭人が百済王権の指示によって栄山江流域に派遣されたとすれば、十三基の前方後円墳があるということは少なくとも同数の倭人が百済から派遣されたということの意味するが、百済がそのような多数の倭人を同地に派遣する蓋然性が明確ではないという問題点が残る。

栄山江流域に前方後円墳が出現する時期は百済が四七五年における高句麗の南進によって一時的に滅亡した後の勢力が衰えた時期であり、百済の政治的圏内における支配力はきわめて低下していたと考えられる。栄山江流域を拠点にした首長が百済との関係のみを維持しなければならない蓋然性は想定しづらく、従来の百済との関係を一定程度継続しながらも倭との関係の構築を図ったということもあり得るのではないか。この場合の倭というのは、列島における倭王権と決めつけるべきではなく、2で見たような倭王権とは距離を置きながら朝鮮半島で活動していた人々の可能性も念頭に置くべきであろう。

4 小結

本節では列島から半島への人的移動の在り方について、それが公的か否かという観点から考察を加えた。それを整理すると、半島で活動した人々の出自を分類すると、畿内豪族（紀）と地方豪族（吉備、筑紫、科野、火葦北）など様々なレベルに及び、特に地方豪族の半島への頻繁な関与が看取される。ただし、関係の在り方は多様であり、倭王権による公的な外交の上に成り立った交流のみならず、倭王権を介在しない私的な交流、公私を截然と分け難い境界的な交流など様々な位相の関係が『日本書紀』に描かれている。

本節のはじめに述べた方法論からすれば、私的な交流は『日本書紀』に反映される律令国家の論理において否定されるべきものであり、それは謀叛という形で規定されている。しかし、『日

本書紀』での描かれ方はそれに即応するような単純なものではなく、その点では律令制以前の交流の論理の残滓を窺わせている可能性がある。それは公的な交流として見える記事においてもいえることであり、半島に派遣されてもその滞在時には倭王権の利害と反する行動をとったとされる内容を多々含んでいる。派遣形態も律令制下の交通形式とは異なるものであり、律令制の論理だけでは説明しきれないところがある。こうした記事の在り方をふまえると、王権の規制を離れた交流は律令制的論理によって断罪的に描かれるが、その評価を後代（編纂時）のものとして別に考えれば、交流自体は倭王権のもとに一元的に管理されていたとは考え難い。

そうであるとすれば、五世紀から六世紀にかけての列島と半島の交流は多様性を前提としており、その在り様は公的・私的という基準に捉われない。そして、半島に赴いた人物は独自の活動を行なっている。それは倭王権との人格的關係という制約から一定程度離れ、個別の利害關係に基づいた活動を行なうことが可能になったためであると推測できる。次節ではその点について検討する。

II 君臣關係の流動性

半島に赴いた倭の人士は同地においていかなる立場で活動したのか。本節では君臣關係という観点からこの問題に取り組むこととする。

1 百濟

百濟は半島の南西部に位置し、地勢的に中国・高句麗・新羅・加耶に囲まれている。それゆえ百濟で活動する人々の構成は多様である。

⑯『隋書』百濟伝

其人雜有新羅・高麗・倭等、亦有中国人。

百濟における出自の多様性を示す記述としてよく知られているが、倭人もまた百濟で活動していた。その最も端的なものが倭系百濟官僚である。⁽¹⁴⁾

倭系百濟官僚が登場する契機について、これまでの研究では次のように説明されている。笠井倭人氏は「日系百濟官僚起用の意義は（中略）百濟の南下体制を強化しようとする所にあった」、「百濟の対倭關係外交が最も緊要度を強めたとき、百濟の期待をになって起用され、…両国の懸橋的存在として活躍した」として、⁽¹⁵⁾ 高句麗の圧迫によって百濟は南遷した際に半島南部への進出を進め、その過程で倭国との連携の必要性を認めて倭人を官僚として採用したという理解である。倭系百濟官僚の出現を百濟の南進と結びつけたものとして従うべき見解である。ただし、起用された倭人がいかなる人物であるかという点について言及がなく、なぜ倭人が百濟に仕えることが可能であったのかという点について構造的に説明できていない。また倭系百濟官僚を六世紀前半から半ばの特徴として強調しているが、それによる限り六世紀後半に倭系百濟官僚のなかでも最も高位に上った人物である日羅についての説明が欠落している。一方、田中史生氏は、それらを「複數王権と多重に結合する人々」であり「王権外交をその現場において担うことを期待されていた」と位置づけている。⁽¹⁶⁾ 田中氏の見解は、笠井氏の所論が百濟的立場からの解釈である

のに対して倭系百済官僚となった階層の立場からのアプローチであり、その理解に新たな途を拓いたものといえる。

これらの研究の成果をふまえると、百済は南遷にあたって勢力の回復のために南進政策を推し進めたが、そのためには倭国との外交的協調が必要であった。そこで倭人を官僚として起用したが、彼らは倭王権とも結合したままであり、その両属的性質によって外交の現場において両国の利害を調整した、ということになる。これを検証するためにまず倭系百済官僚が『日本書紀』においてどのように記され、その実体がいかなるものであったか、個別に整理してみる必要がある。

まず前節でも取り上げた科野氏について検討する。倭系百済官僚としての科野氏は欽明朝に集中的に出現する。

⑰『日本書紀』欽明五年二月

百済遣施徳馬武・施徳高分屋・施德斯那奴次酒等、使于任那、謂日本府與任那早岐等曰、「我遣紀臣奈率彌麻沙・奈率已連・物部連奈率用歌多。朝謁天皇。彌麻沙等還自日本。（後略）」。

⑱『日本書紀』欽明六年五月

百済遣奈率其悛・奈率用哥多・施徳次酒等上表。

⑲『日本書紀』欽明十四年正月乙亥

百済遣上部徳率科野次酒・杆率禮塞敦等、乞軍兵。

⑳『日本書紀』欽明十四年八月丁酉

百済遣上部奈率科野新羅・下部固徳汶休帶山等上表曰、「去年臣等同議、遣内臣徳率次酒・任那大夫等、奏海表諸彌移居之事。（後略）」

㉑『日本書紀』欽明十五年正月丙申

百済遣中部木州施徳文次・前部施徳曰佐分屋等於筑紫、諮内臣・佐伯連等曰、「徳率次酒。杆率塞敦等以去年閏月四日到來云、『臣等臣等者。謂内臣也。以今年正月到。』如此善而未審。來不也。又軍數幾何。願聞若干預治營壁。」

⑰～㉑において科野次酒と科野新羅の二人を確認できる。次酒は⑰⑱には百済官位八等の施徳、⑲～㉑では四等の徳率を有している。昇進しているという帯官状況から百済官人として継続的に仕えていたことが見て取れる。また、㉑では「内臣」の地位にあり、百済王の側近であった可能性がある。⁽¹⁷⁾ もう一人の新羅は㉑において六等の奈率の官位を有している。兩人とも五部制の上部に属している。

ここで問題となるのが、斯那奴阿比多との関係である。先述のように倭国においても有力とはいえない科野（斯那奴）氏という共通性からすれば無関係とは考え難く、三者は近いものと捉えるべきである。阿比多は④～⑥に「日本」「日本使人」と記されており、百済側の立場で活動するものの帰属は倭国のままであった。これに対して次酒・新羅は上部でありかつ百済官位を有するなど百済王権に帰属が切り替わっている。阿比多の活動が継体十～欽明十一、次酒が欽明五～十五、新羅が欽明十四年であり、阿比多が一世代前から活動を始めていることになる。すなわち、阿比多が父、次酒・新羅が兄弟と見なすべきであろう。前節で考察したように阿比多が百済に長期滞在しており、その過程で現地の女性を娶り⁽¹⁸⁾ 次酒・新羅が生まれ、兄弟は百済に仕え

たと考えられる。

次に紀臣弥麻沙について見てみる。

②『日本書紀』欽明二年七月

百濟聞安羅日本府與新羅通計、遣前部奈率鼻利莫古・奈率宣文・中部奈率木昝味淳・紀臣奈率彌麻沙等、紀臣奈率者、蓋是紀臣娶韓婦所生。因留百濟、為奈率者也。未詳其父。他皆效此也。使于安羅、召到新羅任那執事、謨建任那。

③『日本書紀』欽明二年（三年か）七月

百濟遣紀臣奈率彌麻沙・中部奈率己連、來奏下韓任那之政、并上表之。

④『日本書紀』欽明四年四月

百濟紀臣奈率彌麻沙等罷之。

⑤『日本書紀』欽明五年三月

百濟遣奈率阿毛得文・許勢奈率哥麻・物部奈率哥非等、上表曰、奈率彌麻沙・奈率己連等至臣蕃。奉詔書曰、爾等宜共在彼日本府同謀善計、早建任那。爾其戒之。勿被他誑。（中略）故臣遣奈率彌麻沙・奈率己連等、副己麻奴跪上表以聞。（後略）

他に前掲⑱にもその名が見える。紀臣弥麻沙は欽明朝初期に集中的に現れている。科野新羅と同じく奈率の官位を有している。その出自は②の本注によると、父の紀臣が「韓婦」を娶り生まれて百濟に仕えたとある。父について紀臣であるということ以外は不詳であるが、半島における紀氏としては、前節で検討した紀生磐が想起される。生磐と弥麻沙の間における血縁関係を短絡的に認めるべきではないが、半島における紀氏の活動の一部が倭系百濟官僚として反映した可能性は否定できないだろう。

物部連は四名の人士を倭系百濟官僚として輩出している。物部施徳麻奇牟（物部莫奇武連）、物部連奈率用奇多、物部奈率奇非、物部烏である。

物部麻奇牟（物部莫奇武連）は欽明四年に到来し扶南の財を献上しており、その時の官位は施徳であった。十五年には五方のうち東方の領（長官）として新羅の函山城を攻撃している。⁽¹⁹⁾物部連用奇多は欽明五年・六年に奈率の官位を帯して倭国に到来しており、五年には紀弥麻沙、六年には科野次酒と行動を共にしている。物部奇非は欽明五年に奈率を帯び、倭国への使節団の一員として確認できる。物部烏は欽明十五年に上部奈率として倭国に軍事的援助を要請している。いずれも欽明朝前半期のことであり、少なくとも四人の物部系が百濟で活動していたことになる。

倭系百濟官僚としての物部連の活動を見てみると、確かに倭国との交渉での活動がほとんどである。しかし、物部莫奇武連に関しては倭国との外交のみならず百濟の軍事行動において重要な役割を果たしている。

⑥『日本書紀』欽明十五年十二月

百濟遣下部杆率汶斯干奴上表曰、「百濟王臣明及在安羅諸倭臣等・任那諸国旱岐等奏、以斯羅無道、不畏天皇。與狛同心欲殘滅海北彌移居。臣等共議、遣有至臣等、仰乞軍士、征伐斯羅。而天皇遣有至臣、帥軍以六月至來。臣等深用歡喜。以十二月九日、遣攻斯羅。臣先遣東方領物部莫奇武連、領其方軍士、攻函山城。有至臣所將來民竹斯物部莫奇委沙奇能射火箭。蒙天皇威靈、以月九日酉時、焚城拔之。故遣單使馳船奏聞。

物部莫奇武連は新羅攻撃において軍を率いる立場にある。軍事活動における倭国と百済の連携が語られており、その点で倭系百済官僚が間に立ったとも解釈できるが、方領としての活動は倭国との関係だけでは説明できない。倭系百済官僚の性質を考える上で手掛かりとなる。

なお、倭国から派遣された軍の中に竹斯物部莫奇委沙奇なる人物がいる。筑紫における物部氏の係累と考えられる。これ以前における北九州における物部の活動としては、継体朝の磐井との戦争における物部麁鹿火の派遣が想起される。戦いは磐井の敗死及び子の葛子によるミヤケ献上という記事が記されているが、この時に物部も北九州を拠点化した可能性がある。

そして、物部氏が倭系百済官僚を輩出した前提について考えると、物部父根が注目される。父根は継体朝に活動が確認できる人物である。

⑳『日本書紀』継体二十三年三月

是月、遣物部伊勢連父根・吉士老等、以津賜百済王。於是、加羅王謂勅使云、此津從置官家以來、為臣朝貢津涉。安得輒改賜隣國。違元所封限地。勅使父根等因斯難以面賜、却還大嶋。別遣録史果賜扶余。由是加羅結儻新羅、生怨日本。

父根は継体九～十年にかけて登場する物部連（至至連）と同一人物であると見られる。

㉑『日本書紀』継体九年二月丁丑

百済使者文貴將軍等請罷。仍勅副物部連闕名遣罷歸之。百済本記云。物部至至連。

㉒『日本書紀』継体九年二月

是月、到于沙都嶋。伝聞、伴跋人懷恨御毒、恃強縱虐。故物部連率舟師五百、直詣帶沙江。文貴將軍自新羅去。

㉓『日本書紀』継体九年四月

物部連於帶沙江停住六日。伴跋興師往伐。逼脱衣裳劫掠所資、尽燒帷幕。物部連等怖畏逃遁。僅存身命泊汶慕羅。汶慕羅、嶋名也。

㉔『日本書紀』継体十年五月

百済遣前部木苧不麻甲背、迎勞物部連等於已汶而引導入国。群臣各出衣裳斧鐵帛布。助加国物積置朝廷。慰問慰勲、賞祿優節。

㉕『日本書紀』継体十年九月

百済遣州利即次將軍副物部連來謝賜已汶之地。

物部至至連は帶沙の百済領有に関連して派遣された人物として記され、その内容は㉒と同じであり、百済本記の紀年を信用するならば㉒を重出記事として処理すべきであろう。百済の已汶・帶沙進出においてそれを倭国の立場から推進した人物として物部父根が描かれている。父根が半島に長期滞在したようには記されていないが、欽明朝の四人についてはその係累の蓋然性が高いというべきである。

許勢氏の活動も確認できる。許勢奈率奇麻が欽明朝初期に現れる（㉖参照）。倭国との外交で活動している。

また、不明瞭なところもあるが河内部の百済における活動も見える。

㉖『日本書紀』欽明十三年五月乙亥

百済・加羅・安羅遣中部德率木苧今敦・河内部阿斯比多等、奏曰（後略）

③④『日本書紀』欽明十四年正月戊寅

百濟使人中部德率木苧今敦・河内部阿斯比多等罷歸。

③④では百濟使の到来と帰国が記されているが、その中に河内部阿斯比多の名が見える。阿斯比多は百濟官位を有していない。「中部德率木苧今敦・河内部阿斯比多」とあることから德率の省略と捉える向きもあるかもしれないが、例えば②に「前部奈率鼻利莫古・奈率宣文・中部奈率木苧味淳・紀臣奈率彌麻沙等」と記すように、同じ官位であっても個人ごとにそれを明記しているのが通例である。ゆえに阿斯比多は官位を有していないか、少なくとも称していないことになる。官位を有していないことから倭系百濟官僚と断定することはできないが、私的に百濟に入り込み結合する倭人が存在したことを確認できる。

そして、倭系百濟官僚として最も知られるのが日羅である。その出自は火葦北国造阿利斯登を父とするものであり、百濟官位で二等にあたる達率の地位に上っている。田中史生氏はアリシトを名のった葦北国造が百濟婦人を娶り日羅が生まれたと推測しており、穏当な理解として従いたい。⁽²⁰⁾

日羅の特色は他の倭系百濟官僚が欽明朝の活動であるのに対して、それより遅れて敏達朝に登場しており、かつ高い官位を有していることである。これは欽明朝の倭系百濟官僚の活躍が認められた結果、その政治的立場が上昇したことを窺わせるものであり、達率という官位はその表れである。

なお、日羅の倭国到来は外交使節としてではないことに留意する必要がある。先掲⑭では「任那」問題の諮問のために倭国側から日羅を招聘しており、百濟王は「百濟国主、奉惜日羅不肯聴上」⁽²¹⁾とあるようにむしろ派遣を拒んでおり、それに対して威嚇することで日羅を派遣させている。さらにその行動を危惧した、日羅を送った百濟使人の策謀によって日羅は殺された。ここでは倭系百濟官僚としての日羅は、倭国と百濟の関係をその境界的な立場から結びつける役割を果たしておらず、逆にその関係を不安定化させる要因となっているのである。

さらに注目すべきが、倭国側は日羅が百濟に仕えていること自体については何ら批判していないことである。冒頭に述べた律令国家の論理でいえば、日羅の立場はまさしく謀叛にあたる。ところが、六世紀後半においても倭国の出自をもつ人物が他国に仕えることを特に問題視していないことになる。これは、倭王権は自らに仕奉する集団の中から他国に移動して独自の活動をする人物が出ることに對してそれを規制する力を持っていなかったことを示唆するものであり、律令国家の論理を微言する『日本書紀』自身が律令制国家以前の論理をはしなくも認めたことになる。

ところでもう一つ日羅に関連して注目したいことがある。それは日羅を呼ぶべく派遣された人々である。⑭によれば、紀国造押勝と吉備海部直羽嶋の名が挙げられている。紀氏と吉備氏の係累が派遣されているが、これらの氏族は前節で見たように半島で独自の活動を確認できる。倭王権は半島で倭王権の規制から離れて活動する日羅を召喚するために、同様の行動を取る氏族の関係者を利用していることになり、そこには半島で倭王権の利害とは別の論理で行動する豪族同士のネットワークの存在が見え隠れする。

いささか話が込み入ってきたので整理しよう。ここまで検討してきたことから倭系百濟官僚をいかに位置づけられるであろうか。

まずその活動時期であるが、倭系百済官僚の出現時期は欽明朝～敏達朝、五四〇年代～五八〇年代頃ということになる。笠井氏は欽明朝の活動を強調するが、⁽²²⁾ 日羅を考慮すると活躍期間の下限は下げてよい。出自氏族を分類すると、A 畿内豪族系（紀・物部・許勢）、B 地方豪族系（科野・火葦北国造・河内部）に分けることができる。名前の在り方は多様であり、施德斯那奴次酒、奈率物部鳥のような百済官位＋氏＋名の類型や紀臣奈率彌麻沙、物部施徳麻奇牟、許勢奈率奇麻のように氏（＋姓）＋百済官位＋名という類型もある。⁽²³⁾

最も注目したいのがその出自である。少なくとも推測し得る範囲において、父が倭人、母が韓婦というパターンが共通している。確實なところで紀臣と韓婦から生まれた奈率彌麻沙、推測可能なところで新那奴阿比多一次酒・新羅、火葦北国造阿利斯登一日羅などが挙げられる。物部の四人については分からないが、継体朝に半島に渡った物部父根の一世代後に集中的に出現していることから可能性はあると考える。要するに、これまでは倭系百済官僚のなかに出自の異なる父と母を有する人物（ここでは複合血統と呼んでおく）が存在したと考えられてきたが、むしろ複合血統が百済官僚として採用されているのである。なおかつ科野新羅から推測されるように、それは倭系の父と百済系の母に限定されない可能性がある。⑩において周囲の国々の人士が流入していることが強調される状況であれば、そもそも百済の出自でなければならぬと見なすべき根拠も盤石なものではない。

そうしたなかで倭系百済官僚の父親（倭人）が半島への赴く理由は、朝廷による派遣が明確なものが確認できるほか伴造氏族の指示によっている可能性があるもの（火葦北国造）などを窺えるが、前節で述べたようにそれのみに限定する必要はない。むしろ百済に周囲から人が流入するような状況は多様な交流を前提に考えるべきである。

これらをふまえた上で倭系百済官僚が六世紀、特に欽明朝に集中的に出現することの意味を考えてみる。倭系百済官僚の複合血統という在り方から列島と半島の交流を考える場合、その父親の滞在時期や交流形態にも目を向ける必要がある。父親（倭人）が半島に赴き活動した時期は倭系百済官僚活動の一世代前（二〇～三〇年前）を想定するべきであり、倭国では継体朝、百済では武寧王の頃ということになる。彼らが半島に渡った経緯は公的・私的様々であるが、いずれにしても六世紀初頭にきわめてその移動が活発化している事実は疑いない。この時期に倭国から半島へというベクトルの人流が激しくなった背景としては、まずは半島の状況を念頭に置くべきであろう。その起点となるのが四七五年における百済の漢城失陥である。百済の一時的滅亡とその立て直しにおいてその国力が一時的に低下する。また、百済の復興のために倭国も積極的な介入を試みている。これらの過程で倭国の公的な使者のみならず畿内大豪族・地方豪族を問わず非公的な移動が生じたもの推定される。滞在は長期・短期・永住など様々に想定されるが、滞在中に韓婦との間に子を生し、その子が成長して百済に仕えたのが倭系百済官僚といえる。

そして、六世紀後半以降に倭系百済官僚は姿を消すことになる理由もこのように考えることで説明が可能となる。すなわち、父親を一世、倭系百済官僚を二世と数える場合、三世以降は百済での婚姻を重ねる中で吸収され、その出自が倭にあると意識されなくなっていったのではないだろうか。

こうした出自意識の変化は百年ほど時代が下るが、百済滅亡後に唐に帰順した祢氏一族の出自

意識の変遷を事例として挙げておこう⁽²⁴⁾。西安市長安郭杜で発見された祢氏一族の墓誌には、それぞれ出自が記されている。七世紀後半から八世紀前半にかけて三代にわたる出自意識の変化をたどると、咸亨三年（六七二）没の祢寔進には「百濟熊川人」とする。その子、祢素士は景龍二年（七〇八）没であるが、「楚国瑯琊人」であり七代の祖の時に渡り「熊川人」になったとする。さらにその子、祢仁秀は「天寶載庚寅」すなわち七五〇年に没したが「東漢平原処士之後」と記す。世代が下るにつれて中国人としてのアイデンティティを強めているさまが窺われる。倭系百濟官僚も世代を重ねる中で倭系という意識が薄れていったものと推察される。それは換言すれば、半島南部で倭系複合血統が政治上において集中的に出現するのは通時代的な現象ではなく、六世紀前半から半ばにかけての特質といえる。

2 加耶

倭から半島に赴いた人々の君臣関係の問題について考える時、加耶地域における倭系集団にふれないわけにはいかない。古くは「任那日本府」と呼ばれて倭国の半島南部支配の官司と見なされることもあったが、戦後の研究において軍事性、統治的官司という理解に対する批判が進み、半島南部における倭国の領域的支配という評価は成り立たないことが明白となった。ただし、それとともに『日本書紀』に「日本府」と記され、半島で活動した集団の実体がいかなるものであったかという問題が新たに生じることになる。いわゆる「倭宰」「在安羅諸倭臣」である。ここではそれを「倭臣」と呼んでそれについて考えてみる。その膨大な研究史をここで全て取り上げることができないが⁽²⁵⁾、近年の代表的な理解は次の二つに集約することが可能であろう。第一に倭宰（ヤマトのミコトモチ）すなわち倭国が派遣した使節団であり、一部に現地倭系人士を含むものとする考えである。⁽²⁶⁾ 第二に半島に居留する倭系集団であり、加耶諸国と利害を共有していたとする見解である。⁽²⁷⁾ 両者は、この倭系集団と倭王権との関係をめぐって根本的なところで相違がある。まずはこの問題について考察を加える。

そもそも『日本書紀』にはその組織はどのように描かれているのか。その立場を挙げてみると、「卿」⁽²⁸⁾、「大臣」⁽²⁹⁾、「執事」⁽³⁰⁾などが確認できる。このうち「卿」「大臣」は高位、「執事」はその下の地位として現れる。

さらにこのような地位以外に「日本府某」など「日本府」に属し個人名が記されるパターンも見える。なお、この書き方には注意が必要である。一例として「日本府印岐弥」と「安羅日本府河内直」を比べてみよう。

㊥『日本書紀』欽明五年十一月

聖明王謂之曰、任那之國、與吾百濟、自古以來約為子弟。今日本府印岐彌、謂在任那日本臣名也。既討新羅。更將伐我。又樂聽新羅虛誕謾語也。夫遣印支彌於任那者、本非侵害其國。未詳。往古來今新羅無導、食言違信。而滅卓淳股肱之國、欲快返悔。故遣召到俱承恩詔、欲冀興繼任那之國。猶如旧日永為兄弟。

この記事では倭国から「任那」に派遣された「日本府印岐弥」は「日本臣」であったとするが（傍線部）、この「臣」はマヘツキミすなわち「大臣」である。一方、「安羅日本府河内直」は、前掲㊤の百濟本記で那干陀甲背をその先祖としており、同人は前掲㊤で「那奇他甲背」として見えて

いる。河内直は倭国が派遣したのではなく、倭系人士として半島に居住していた。

③⑥『日本書紀』欽明四年十二月

又河内直・移那斯・麻都等猶住安羅、任那恐難建之。故亦并表乞移本處也。

③⑥の記事から、欽明朝以前より「安羅」に居住していた倭系人士であったことは明白である。⁽³¹⁾ これらのことから要するに、『日本書紀』は「日本府」に関与する人々を、その立場に関係なく「日本府某」と記すことがある。

河内直のように倭国が派遣したものではない人物もその構成員であったと、『日本書紀』は見なしているのである。他にも佐魯麻都もこれに該当する。

③⑦『日本書紀』欽明五年三月

佐魯麻都雖是韓腹、位居大連。廁日本執事之間、入榮班貴盛之例。而今反著新羅奈麻禮冠。(中略)今猶著他服、日赴新羅域、公私往還、都無所憚。(中略)今麻都等腹心新羅、遂着其服。往還旦夕、陰構奸心。

佐魯麻都が韓腹と称されているのは、父が倭人であったために殊更に母方の出自について強調した記述であろう。佐魯麻都も安羅に居住しながら倭臣執事に取り入って「榮班貴盛之例」すなわち倭臣の一員になったと解される。

これらの記事を総合して復元される倭臣の組織構成を、その役割を含めて推定すると次のようになる。

大臣・卿（トップ）—執事（トップを補佐）—現地人士（実務を担当）

このうち大臣・卿、執事が倭国からの派遣にかかるものである。これに対して現地人士は、派遣されてきた「卿」等がもともと半島に居留して人脈を築いていた倭系人士をその活動において利用価値のある存在と見なして取り込んだものであろう。すなわち、現地人士自身は倭王権とのつながりが薄い。『日本書紀』の表記としての「日本府」はもともと「倭宰」であり、その訓はミコトモチであったということに重きを置いて解釈すれば、前者（大臣・卿、執事）が派遣官としての狭義のヤマトノミコトモチであり、加耶における活動には現地の倭系人士をそこに組み込んだ広義のヤマトノミコトモチが存在したといえる。その意味では本稿の理解は田中俊明氏の理解に近い。

問題はその活動の主導権が狭義のヤマトノミコトモチの方であったわけではないことである。欽明朝時点における倭臣は、的臣・吉備臣（弟君）・河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都等が確認される。このうちの臣・吉備臣が卿・執事、河内直以下が現地倭系人士であったと見なされる。欽明朝における「日本府」の活動は新羅に通ずるなど倭王権の意向にそぐわない行動を取っている。その意思決定の所在について見ておく。

③⑧『日本書紀』欽明二年七月

別以安羅日本府河内直通計新羅。深責罵之。百濟本記云、加不至費直・阿賢移那斯・佐魯麻都等。未詳也。

③⑨『日本書紀』欽明五年三月

(前略)乃遣使召日本府 百濟本記云。遣召烏胡跛臣。蓋是的臣也。與任那。(中略)今的臣・吉備臣・河内直等、咸從移那斯・麻都指擣而已。移那斯・麻都、雖是小家微者、專擅日本府之政。(中略)

的臣等 等者謂吉備弟君臣・河内直等也。往來新羅、非朕心也。襄者、印支彌與阿鹵旱岐在時、為新羅所逼、而不得耕種。百濟路迴、不能救急。由的臣等往來新羅、方得耕種。

これらのうち、⑳では河内直をはじめとする加耶の倭系人士が新羅と通じたことを記しており、㉑を見ると倭臣総体の活動もそれに影響を受けている。特に佐魯麻都の意向が大きいことが記されている。佐魯麻都の動向については前掲㉒に新羅の冠と服を着し、頻繁に往来していたと記している。安羅に居住しながら新羅の冠位を有するということからして、半島諸国の君臣関係的結合の緩さを看取できる。それは翻って佐魯麻都和倭国の関係にも当てはまるものであり、倭臣に属していることと倭国の利害を担うことは彼らにとっては別問題であった。なお、移那斯・麻都の行動は新羅に止まるものではない。

㉔『日本書紀』欽明十年十年六月辛卯

詔曰、「延那斯・麻都、陰私遣使高麗者、朕当遣問虚实。所乞軍者、依願停之。」

㉔では彼らが高句麗と通じたことを記しており、倭臣の活動において現地倭系人士が主導権を掌握していたといえる。

ここまで加耶における倭臣について論じてきたことを整理しよう。まず注目されるのが、倭臣の人的構成が一元的ではないことである。倭臣を構成するのは、倭王権の意向を含んで派遣されたミコトモチ（的臣等、吉備臣）、安羅に居住あるいは長期滞在する倭人（河内直等）、そして倭との関係が希薄な複合血統（阿賢移那斯・佐魯麻都）である。そのなかでも倭臣としての活動において発言権を有していたのが複合血統の人士であった。彼らにとって重要なのは安羅の利害であり、倭国や百濟の利害は優先性が低い。そのためには倭国・百濟が問題視する新羅との通交を実行し、必要に応じて高句麗とも交流する。それが百濟による阿賢移那斯・佐魯麻都の糾弾として現れる。

なお注意すべきが、ミコトモチや倭系人士も複合血統と共同歩調をとっていることである。複合血統が加耶の利害を最優先課題とするのはある意味当然のことであるが、王権の利害を体現すべきミコトモチまでが王権の意向から乖離した行動を取るのはいかに理解すべきか。こうした行動は律令国家の論理からすれば認められるものではない。ところが『日本書紀』は阿賢移那斯・佐魯麻都を弾劾するに止まる。これは事実として倭王権による倭臣のコントロールが難しかったことを示唆している。ここで想起したいのが、前節で述べたように半島に赴くことで倭王権との関係が希薄化し、独自の行動をとるという行動パターンである。それは半島の倭系人士はもとより、ミコトモチにも及ぶものであったのである。

倭臣の活動時期が六世紀前半～中葉に集中している点にも留意したい。前節で述べたように六世紀前半は人の移動が流動的になった時期であり、それを承けて安羅を拠点として形成された人的集団といえる。六世紀半ばに、おそらくは安羅が新羅に吸収されることによってその活動も終焉を迎えたのであろう。そこで最後に安羅の滅亡についてふれておく。

㉕『日本書紀』欽明二十二年是歲

故新羅築城於阿羅波斯山、以備日本。

この記事における阿羅が安羅とすれば、新羅が安羅故地において対倭国政策としての築城をしており、安羅滅亡は欽明二十二年、すなわち五六一年以前のこととなる。もう一つ見ておくべきが

大加耶滅亡時の記事である。

④『日本書紀』欽明二十三年正月

廿三年春正月。新羅打滅任那官家。一本云。廿一年任那滅焉。忽言任那、別言加羅國・安羅國・斯二岐國・多羅國・卒麻國・古嗟國・子他國・散半下國・乞滄國・稔禮國、合十國。

五六二年に新羅が大加耶に侵攻し大加耶は滅亡するが、異伝として五六〇年の滅亡を注記している。『日本書紀』の「任那」は一般に金官加耶を指すが、④本文のように大加耶を指すこともある。ただし、「任那日本府」を「安羅日本府」と言い換えるように、安羅を指す例もある。五三二年に金官国は滅びており、『日本書紀』もそれをふまえて「任那復興」を述べており、④一本が金官ではないことは明白である。従来年代の二年のズレからこれを大加耶と捉えてきたが、安羅の滅亡と混同した可能性に留意すべきであろう。書紀原資料の「任那」の用法の錯綜が異伝としての注記になったのかもしれない、それが妥当であれば安羅の滅亡は五六〇年ということになる。

おわりに

最後に人流、すなわち人の移動の意義についてふれておきたい。そもそも人流はなぜ起こるのか。特に国という政治的な結合を超えたところで人流を引き起こす動因について考えると、外的要因として国際関係の変動における強制的移動と内的要因としての社会内部の矛盾蓄積による関係変化が挙げられる。その実現性は政治的結合の強度に左右される面が強く、結合が未熟な段階では移動によってそれ以前の関係が解体しやすい。さらに、人流は移動先でも社会的な関係の変化を引き起こすことになり、さらなる流動化を促すことになる。初めに述べたように、国家が人の移動を強く規制しようとするのは政治的結合の変化とそれによる政治的関係の流動化に対する防衛反応といえる。

本稿では人流における政治的関係の結合と変化について六世紀前半を焦点として論じた。当該期の前提となるのは五世紀後半における百済の混乱である。四七五年に高句麗が南下し蓋鹵王が戦死、漢城は失陥し一時滅亡といわれる状況に陥る。その後も不安定な情勢は続き、四七七年に文周王が暗殺され、四七八年に佐平解仇の独裁と三斤王による誅殺、五〇一年にも東城王が暗殺されるという有様であった。なお、『南齊書』には東城王に比定される牟大の祖父に、百済王統譜に合致しない百済王である牟都が記されており⁽³²⁾、王統の混乱が著しかったことを窺わせる。百済が勢力を回復させるのは五〇一年に東城王の子の武寧王が即位してからである。

六世紀前半の国際関係の動因としては新羅にも注目しなければならない。法興王が五一四年に即位すると、五二〇年に「律令」を制定、この頃に固有の称号である麻立干を名のることをやめ、「王」を名のるようになる。このように六世紀前半の新羅は国政改革を実行し国力を伸長させることに成功する。それは一方で加耶の衰退を促すことになった。四七九年に加羅王（大加耶）荷知（嘉悉王）が南齊に遣使する。これは加耶の国家形成の可能性を示すものであったが、五一三年前後の百済の己波・帶沙進出、五二二年の大加耶と新羅の婚姻同盟、五三二年の新羅による金官併合など百済・新羅の圧迫のために加耶における国家形成が実現することはなかった。五四年・五四四年の「任那復興會議」を経て、五六二年に新羅の大加耶併合によって加耶は滅亡する。

右記のような五世紀後半における百済の一時的退潮と六世紀前半における百済と新羅による加耶への圧迫という半島南部の国際情勢を外的要因として人の移動が活性化する。

それは半島南部という場において、様々な政治的・社会的関係の流動化を促すことになる。倭国も半島南部との関わりにおいて無関係ではあり得なかった。半島という場への移動は列島内で有効であった政治的結合が解体されやすい状態を出現させるものであり、半島に赴いた豪族にとってヤマト政権との間に構築した政治的関係は不安定になる。そして、半島という場において現地女性との婚姻等による社会的関係の再結合が図られ、その結果複合血統など境界的な人士が出現することになる。こうした状況の中で倭系百済官僚や倭臣が登場するのである。それゆえ史料上そこに現れる人々は一定の重なりを見せる。それを整理したのが表である。

		交通	倭系百済官僚	倭臣
畿内豪族	紀	紀生磐	紀奈率彌麻沙	
	物部	物部父根	物部奈率奇非等 4 人	
	許勢		許勢奈率奇麻	許勢臣
地方豪族	的			的臣
	吉備	吉備田狭		吉備弟君
	科野	斯那奴阿比多	科野次酒・新羅	
	筑紫	筑紫磐井		
	火葦北	火葦北阿利斯登	日羅	
	河内		河内部	河内直

本稿では、列島から半島へというベクトルにおける人流について考察した。残された課題として、半島から列島へ、という逆のベクトルがある。これについては五経博士⁽³³⁾と僧侶を指摘することができるが、その詳細については他日を期すことにする。

注

- (1) 原秀三郎「古代日本における国家の語義について」(『日本古代国家史研究』東京大学出版会、1980)。
- (2) この記事の検討としては、吉田晶「吉備氏伝承に関する基礎的考察」(『吉備古代史の展開』塙書房、1995)。
- (3) 朝鮮半島の抗争と人流の問題については、李成市「東アジアの諸国と人口移動」(『古代東アジアの民族と国家』岩波書店、1998)。
- (4) 日本古典文学大系頭注では「阿比多」についてアタヒとして「科野直」とする。
- (5) これらの関係については、鈴木英夫「加耶・百済と倭」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、1996)。
- (6) 『日本古典文学大系 日本書紀 上』(岩波書店、1965) 頭注による。
- (7) いわゆる磐井の乱については、『古代を考える 磐井の乱』(吉川弘文館、1991)、山尾幸久『筑紫君磐井の戦争』(新日本出版社、1999) 等参照。

- (8) 森公章『東アジアの動乱と倭国』（吉川弘文館、2006）。
- (9) 田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』（吉川弘文館、1992）。
- (10) 代表的な説として、土生田純之「朝鮮半島の前方後円墳」（『人文科学年報』26、1996）。
- (11) 山尾幸久「五、六世紀の日朝関係」（『朝鮮学報』179、2001）。
- (12) 朴天秀『加耶と倭』（講談社、2007）。
- (13) 東潮「倭と栄山江流域」（『朝鮮学報』179、2001）。
- (14) 日系百済官僚など研究上多様な呼称があり統一されているとはいいい難いが、本稿では倭国の人が百済において官僚として百済王に仕えた人士という理解に基づき、倭系百済官僚と呼ぶことにする。
- (15) 笠井倭人「欽明朝における百済の対倭外交」（『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、2000）。
- (16) 田中史生『倭国と渡来人』（吉川弘文館、2005）
- (17) 日本古典文学大系頭注では次酒は徳率であり内臣佐平ではないので、「股肱の臣」の意味に解する。なお、内臣佐平は宣納を掌る。
- (18) 次酒・新羅が百済王権に仕えるという選択をしたのはその母が百済人であったためという理解が最も穏当であろうが、「新羅」という名前は母が新羅人女性の可能性を示唆する。ただし、同母兄弟と限定する必要はなく、次酒が百済系の出自を持つ可能性は十分に存する。
- (19) 『周書』百済伝に、「五方各有方領一人、以達率為之」とある。
- (20) 田中史生『越境の古代史』（ちくま新書、2009）
- (21) 『日本書紀』敏達十二年十月条。
- (22) 笠井倭人前掲注（15）。
- (23) 百済において、倭の姓がその名のりにそのまま取り込まれており、倭系百済官僚の帰属の流動性が窺える。
- (24) 衿氏一族の墓誌積文については、葛継勇「『衿軍墓誌』についての覚書」（『東アジア世界史研究センター年報』6、2012）参照。
- (25) 概要については、中野高行「『日本書紀』における「任那日本府」像」（『新羅史学報』10、2007）。
- (26) 田中俊明前掲注（6）書。
- (27) 森公章「「任那」の用法と「任那日本府」（「在安羅諸倭臣等」）の実態に関する研究」（『東洋大学文学部紀要』63 史学科篇 35、2010）。
- (28) 欽明二年七月、五年二月
- (29) 欽明五年十一月
- (30) 欽明四年十二月、欽明五年二月、欽明五年三月
- (31) 鈴木英夫『古代の倭国と朝鮮諸国』（青木書店、1996）。
- (32) 牟都については、坂元義種「中国史書における百済王関係記事の検討」（『百済史の研究』塙書房、1978）。
- (33) 拙稿「五一七世紀における学術の流通と南朝文化圏」（榎本淳一編『古代中国・日本における学術と支配』同成社、2013）。